

「関東森林研究」執筆要領

1. 原稿用紙と一般的な注意事項

- 原稿は必ずワードプロセッサにより作成する。
- A 4 版（縦長，横書）用紙上に，余白を上下 30mm，左右 25mm とり，1 行 25 字（全角換算），45 行とし，縦 2 段組（段間は 2 文字あける）とする。ただし，要旨は段組とせず，1 行 52 文字とする。
- 本文の文字は，和文では明朝体，英文ではローマン体を基本とし，9 ポイントとする。
- 和文の場合，ひらがな，左横書き，新仮名遣いとし，学術用語以外は常用漢字を用いること。
- 要旨および本文中の句読点は，「。」，「，」，引用文献中は「.」，「，」（いずれも全角）を用いること。
- 図，表中の文字を除いて，和文および 1 桁の数字，記号として使う欧語は全角を，2 桁以上の数字および欧語，単位は半角を用いること。
- 学名はイタリック体とすること。
- 図，表を含めて原稿枠をはみ出さないこと。
- 投稿原稿作成にあたり，関東森林学会が提供するチェックシートにより原稿の体裁を確認すること。体裁が合っていない原稿は受け付けられない。

2. 表題，著者および所属機関名（和文・英文）

- 継続研究（I），（II）にしないで，個々の論文は独立した表題にすること。
- 表題および著者名の書き方は最近の「関東森林研究」を参考にすること。
- 和文および英文の所属機関名の略記は，慣例に従うこと。
- 論文表題の英文等の表示は，著者名，勤務先，勤務先所在地，表題の順に 1 ページ目の本文の下にラインを入れ段組をせずに記載すること。

3. 要旨とキーワード

- 論文には 500 字以内の和文要旨，250 語以内の英文要旨をつけること。和文要旨と英文要旨の間は 1 行あけること。
- 速報には 500 字以内の和文要旨をつけること。
- 要旨中では図・表・文献の引用はさけること。
- 内容を表すキーワード（3～5 語）をつけること。論文では英キーワードもつけること。
- 要旨とキーワードの間は 1 行あけないこと。
- キーワードと本文の間は 1 行あけること。

4. 本 文

- 大見出しは，I はじめに，II 調査地の概況（材料と方法，調査方法），III 結果と考察，IV おわりに のようにローマ数字（ピリオドなし）をつけ，太字にすること。文章は行をかえて書くこと。

- 中見出しは1コマ下げ，1. 2. のように算用数字（ピリオドあり）をつけ，太字にすること。
- それ以下の見出しは適宜とする。
- 文献の引用は，引用文献番号により（1），（2，3）のように記述する。番号はイタリック体とする。

5. 数式

- 数式は本文途中に入れずに別行とし，1字（全角換算）分下げて書くこと。
- 指数関数のうち，上付き表示が避けられるものは，なるべく $\exp(-a/b)$ というように記述すること。
- 数式の変数はイタリック体，単位は立体とし，数式が複数行にわたる場合でも混乱が生じないようにすること。

6. 引用文献

- 引用文献は著者名のアルファベット順（引用順は認めない）に記載し，頭に括弧付きで文献番号をつけ，文献ごとに行をかえること。文献番号は立体とする。
- 英文の著者名はすべて大文字で記載すること。
- 誌名の略記法は和文，欧文ともに慣例（関東森林研究，日本森林学会誌等）にならうこと。
- 引用文献の巻，号については，巻に通しページがある場合は巻（太字）のみとし，ないときは巻（太字），号（括弧とじの細字）を併記する。また，号のみの場合は，号を太字で示す。単行本の場合は総ページもしくは引用ページと，出版名，出版社の所在都市を記載すること。

7. 図および表

- 図・表は本文の最後にまとめて配置するか，本文中の適当な位置に挿入する。図表があまり小さくならないようにすること。
- 図の表題は図の下に，表の表題は表の上に，図-1. 表-1. のように見出し（ピリオドあり）をつけ，1字（全角換算）分あけて続けること。図・表の表題の末尾には句読点をつけない。
- 表題の文字の大きさは本文と同じとし，図・表の文字，数字の大きさは，本文の 2/3 より大きいこと。

8. 最終原稿の入稿

- 印刷作業の簡素化，迅速化を図るため，審査が終了した最終原稿の本文，図表の電子ファイルを編集委員会が指定した形式で提出すること。
- 本文のファイルには，表題，著者名（所属），和文要旨，キーワード，英文要旨，英キーワード（下線部は速報では任意），本文，引用文献，英文著者名（所属），英題，表（表題を含む），図の表題等を出来上がり原稿のイメージ通りに作成し提出すること。同時に pdf ファイルにしたものも提出すること。

○最終原稿の作成には編集委員会提供の原稿例を参照することを推奨する。

(2010年10月22日 制定)

(2011年4月1日 施行)

(2014年6月6日 改定)